

大分県報

平成三十年
号外（七五）
十一月一日

（木曜日）

目次

告示

大分県税条例の規定による県税の申告等の期限の指定（二件）……………一

○告示

大分県告示第六百四十一号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第十二条第二項の規定により、平成三十年七月二十四日付け大分県告示第四百七十二号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる区域に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成三十年七月五日から平成三十年十一月二十六日までの間に到来するものについて、平成三十年十一月二十七日とする。

平成三十年十一月一日

大分県知事 広瀬勝貞

県名	指定地域
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

大分県告示第六百四十二号

大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第十二条第二項の規定により、平成三十年七月二十四日付け大分県告示第四百七十二号において別途告示で定めることとされている期日のうち、岡山県倉敷市真備町に住所又は居所（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））を有する納税者又は特別徴収義務者に係るものについては、その期限が平成三十年七月五日から平成三十年十二月二十四日までの間に到来するものについて、平成三十年十二月二十五日とする。

平成三十年十一月一日

大分県知事 広瀬勝貞